下請負等における地元事業者への優先発注について（お願い）

阪神水道企業団

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）では、企業団を構成する「神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市及び宝塚市」に所在する事業者（以下「地元事業者」という。）の育成及び構成市の地域経済の活性化の観点から、地元事業者への受注機会の拡大を図るため、下請負等における地元事業者への優先発注についてお願いしています。

企業団が発注する工事などの受注者は、このような企業団の取り組みについてご理解いただき、工事などを受注した際に下請け発注などを行う場合には、次の事項につきまして皆様のご協力をお願いします。

１．企業団発注の公共工事などの施工において下請け発注をする場合は、地元事業者を優先して活用するよう努めてください。

２．工事施工に必要な資材、建築機械等を購入又は借入れする場合は、地元事業者を優先して活用するよう努めてください。

３．工事を下請け発注する場合には建設業法等関係法令を遵守し、各々対等な立場において適正な価格で請け負わせ、適切な期間内に支払うよう努めてください。